

広島県水道広域連合企業団管理規程第 16 号

広島県水道広域連合企業団の職の設置に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 5 年 3 月 31 日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団の職の設置に関する規程の一部を改正する規程

広島県水道広域連合企業団の職の設置に関する規程（令和 4 年広島県水道広域連合企業団管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(定義) 第 2 条 この規程において、「職員」とは、 <u>広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和 5 年広島県水道広域連合企業団条例第 1 号）第 5 条第 2 項に規定する事務局に勤務する職員をいう。</u> (職員の職) 第 3 条 (略) 2 (略)				(定義) 第 2 条 この規程において、「職員」とは、 <u>広島県水道広域連合企業団事務局設置条例（令和 4 年広島県水道広域連合企業団条例第 2 号）第 1 条に規定する事務局に勤務する職員をいう。</u> (職員の職) 第 3 条 (略) 2 (略)			
職名	職の置 かれる 組織	職務	備考	職名	職の置 かれる 組織	職務	備考
課長	(略)	(略)		課長	(略)	(略)	
センター 長	(略)	(略)		センター 長	(略)	(略)	
参事	(略)	(略)	(略)	水道整備 担当監	課	<u>上司の命を受け、担当する事務を総括し、及び整理する。</u>	<u>必要に応じ置く。</u>
主査	(略)	(略)	(略)				
主任	(略)	(略)	(略)				
主事	(略)	(略)	(略)				
技師	(略)	(略)	(略)				
				参事	(略)	(略)	(略)
				主査	(略)	(略)	(略)
				主任	(略)	(略)	(略)
				主事	(略)	(略)	(略)
				技師	(略)	(略)	(略)

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。